

# がん診断保険 R



がん診断保険(無解約返戻金型)健康還付特則 付加 [無配当]

## “使わなかった保険料が戻ってくる、がん保険”があります!

### 70歳で保険料がリターン



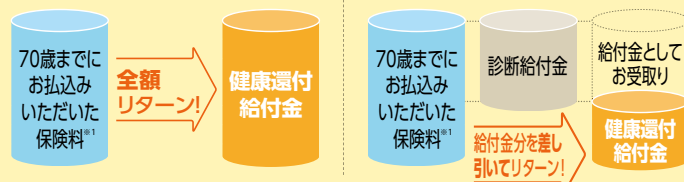
払い込んだ保険料<sup>\*1</sup>の  
使わなかった分を  
リターン<sup>\*2</sup>します!

- 診断給付金のお受取りがない場合  
70歳までにお払い込みいただいた保険料<sup>\*1</sup>が  
**全額戻ってきます!**<sup>\*2</sup>
- 診断給付金のお受取りがあった場合  
70歳までにお払い込みいただいた  
保険料<sup>\*1</sup>がお受け取りいただいた  
診断給付金の合計金額を上回るときは、  
**差額が戻ってきます!**<sup>\*2</sup>

70歳までにお払い込みいただいた保険料<sup>\*1</sup>は  
「健康還付給付金」もしくは、「診断給付金」としてお受け取りいただくことができます。

お受け取りいただいた診断給付金の合計額がお払い込みいただいた  
保険料を超えた場合、健康還付給付金のお受取りはありません。

- 診断給付金のお受取りがない場合
- 診断給付金のお受取りがあった場合



▲被保険者が保険期間中に死亡された場合、解約返戻金があれば、  
これと同額の返戻金をお受け取りいただけます。

### 一生涯のがん保障を加入時のお手ごろな保険料でリザーブ(予約)



一生涯の  
がんへの備えを、  
加入時のお手ごろな  
保険料で  
リザーブ(予約)します!

健康還付給付金(リターン)を  
受け取ったあとも主契約の  
**保険料は加入時のままで  
変わりません。**  
主契約の  
**保障は一生涯続きます。**

例えば、30歳でご加入いただいた場合、一生涯保険料は変わりません。  
つまり、70歳以降の保障も同じ保険料でリザーブ(予約)することができます。

- がん診断保険Rに加入した場合の例

[性別:男性/診断給付金:100万円/保険期間・保険料払込期間:終身(口座振替)  
/健康還付給付金受取年齢:70歳]

30歳でがん診断保険Rに加入した場合

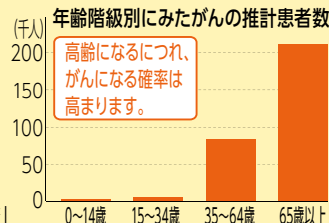
診断給付金のお受取りがない場合の健康還付給付金額:1,475,520円  
(3,074円×12か月×40年)

月払保険料 3,074円      月払保険料 3,074円  
(加入時の保険料のまま継続)

▲30歳

▲70歳

- がん罹患する確率が高まる時期  
に、加入時のお手ごろな保険料の  
まま、がんへの備えを継続するこ  
とができます。



厚生労働省「平成26年 患者調査」

※1 70歳の契約当日の前日までの既払込保険料相当額。主契約の保険料が対象となり、特約の保険料は対象となりません。



※2 被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき。

【健康還付給付金の注意点】実際にお支払いする健康還付給付金は、保険料<sup>\*1</sup>から健康還付給付金支払日の前日までの間にお支払事由が生じたことにより支払われる診断給付金の合計額が差し引かれます。したがって、健康還付給付金は確定せず、この計算で金額が0円以下となるときは健康還付給付金のお支払いはありません。

【解約返戻金について】基本保障部分については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。健康還付特則部分については、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は保険料の払込年月数、経過年月数および診断給付金の支払額により異なります。

# がん診断保険 R 保障内容

## 主契約

給付金などの種類	どんなとき	300万円	200万円	150万円	100万円
 <b>診断給付金</b> 基本保障	初めてがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定*1されたとき また、がん(悪性新生物)が再発・転移したとき*2 <b>回数無制限 2年に1回を限度</b> *上皮内新生物の診断給付金のお支払いは保険期間を通じて1回限りとします。	1回 <b>300</b> 万円	1回 <b>200</b> 万円	1回 <b>150</b> 万円	1回 <b>100</b> 万円
 <b>健康還付給付金</b> 〈健康還付特則〉 (自動付加)	70歳までにお払い込みいただいた保険料*3から、それまでにお支払事由が生じた診断給付金を差し引いた金額をお受け取りいただけます。	あり	あり	あり	あり

※1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。  
 ※2 2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。  
 ※3 70歳の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。主契約の保険料が対象となり、特約の保険料は対象となりません。

## 月払保険料例







保険期間: 終身 保険料払込期間: 終身 口座振替扱

(単位: 円)

ご契約年齢	主契約							
	300万円		200万円		150万円		100万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	6,465	7,326	4,310	4,884	3,232	3,663	2,155	2,442
25歳	7,614	8,289	5,076	5,526	3,807	4,144	2,538	2,763
30歳	9,222	9,450	6,148	6,300	4,611	4,725	3,074	3,150
35歳	11,034	10,080	7,356	6,720	5,517	5,040	3,678	3,360
40歳	13,635	10,695	9,090	7,130	6,817	5,347	4,545	3,565
45歳	16,932	11,163	11,288	7,442	8,466	5,581	5,644	3,721
50歳	20,628	11,700	13,752	7,800	10,314	5,850	6,876	3,900

(2018年5月1日現在)

## 特約 (オプション) ※特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。

 <b>悪性新生物 初回診断特約</b>	 <b>がん通院特約</b>	 <b>がん手術特約</b>
 <b>抗がん剤治療特約</b>	 <b>がん入院特約</b>	 <b>がん先進医療特約</b>

● **がん診断保険Rの責任開始期は保険期間の始期から91日目となります。**責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないにかかわらず、**ご契約は無効とします。**

● がん診断保険Rの保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。

給付金をお支払いできない場合があります。詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

このチラシは、「がん診断保険R」の概要について説明しております。その他の保障や詳細につきましては「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005  
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>  
 カスタマーセンター

☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00

土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

本社募資 '18-KL01-HZ032 E76-18670修増201806

